

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する等所要の改正を行う。
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方自治法等の一部が改正され、知事から市町村長への権限移譲が行われたこと等に伴う所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次の表の左欄に掲げる事務のうち同表の右欄に掲げる市町の区域のみに係るものについては、当該市町が新たに処理することとする。

事 務	市 町
旅券法に基づく一般旅券の発給の申請の受理及び知事への送付等及び旅券法施行規則に基づく申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付等	倉吉市 ※境港市及び日野郡の町へは移譲済み。
浄化槽法に基づく浄化槽の設置又は変更の届出の受理等	鳥取市、米子市、境港市、八頭郡若桜町及び智頭町並びに東伯郡北栄町 ※倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町へは移譲済み。
工場立地法に基づく特定工場の新設又は変更の届出の受理等	岩美郡岩美町、西伯郡大山町

- (2) 次の事務については、対象となる事務が当該市町村の権能となったことにより、移譲事務から削除することとする。

- ア 地方自治法に基づく町、字の区域の新設等の届出の受理及び告示
- イ 農地法に基づく居住市町村外の農地等の権利の設定又は移転の許可
- ウ 駐車場法に基づく駐車場の設置等の届出の受理等
- エ 流通業務市街地の整備に関する法律に基づく流通業務市街地内での建築等の許可等

- (3) 次の事務について、市の区域のみに係るものについては、対象となる事務が当該市の権能となったことにより、市を移譲の対象から削除することとする。

- ア 水道法に基づく専用水道の工事の設計の確認等
- イ 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の経営の許可等
- ウ 工場立地法に基づく特定工場の新設又は変更の届出の受理等
- エ 土地区画整理法に基づく土地の形質の変更等の許可等
- オ 都市計画法に基づく都市計画に係る他人の土地の試掘等の許可等

- (4) 鳥取市へ移譲している鳥取県公害防止条例に基づく事務について、粉じん関係特定施設の設置の届出の受理等の事務を加える。

- (5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成25年4月1日とする(3)のアを除き、平成24年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取縣市町村交付金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業への充当を目的として県から市町村に交付している交付金を継

続することにより、市町村の自主的な行政運営に資するため、条例の失効期限を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成24年3月31日とする規定を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中山間地域対策について検証した結果を踏まえ、地域の特性を活かした資源及び人材の有効活用を基本として、安全かつ安心な定住環境の確保及び充実、産業の振興、中山間地域の公益的な機能の維持増進等に重点的に取り組み、もって中山間地域の振興に資するよう、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 中山間地域の振興に関する基本方針に、次に掲げる項目を加える。
 - ア 中山間地域の振興は、県民等の活動に支えられて推進されなければならない。
 - イ 中山間地域の振興は、自然環境、歴史、文化等の豊かさに加え、人と人の結びつきの強さやまとまりの良さも資源と捉え、これらをはじめとする各地域の特性を十分に活かして推進されなければならない。
 - ウ 中山間地域の振興は、様々な機能を組み合わせ、サービスを複合的に提供することにより、限りある資源及び人材の有効活用を図りつつ推進されなければならない。
- (2) 県は、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成について、市町村の取組を支援するよう努めるものとする。
- (3) 市町村は、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図るよう努めるものとする。
- (4) 県、市町村及び県民等が、相互に連携し、及び協力して重点的に取り組む施策として、次に掲げる施策を加える。
 - ア 消防防災体制の強化を図ること。
 - イ 住民が食料品、日用品等の買い物に不便を感じないように、その利便性の向上を図ること。
 - ウ 住民が地域に住み続けることができるように、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。
 - エ 地域づくりの支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図ること。
 - オ 地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、地域に移住し、定住する者の増加を図ること。
 - カ 地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。
 - キ 地域の再生可能エネルギー源を有効に活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ること。
 - ク 地域の資源を活かした体験や人との触れ合いをその内容に含む旅行の形態であるニューツーリズムの創出及び展開を図ること。
 - ケ 鳥獣による被害の防止、里山の整備等に取り組むこと。
- (5) 知事は、平成28年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡琴浦町並びに日野郡日野町が福祉事務所を設置することに伴い、福祉事務所の廃止及び所管区域の変更を行う。

2 条例の概要

- (1) 東部福祉事務所及び日野福祉事務所は、廃止する。
- (2) 中部福祉事務所の所管区域は、東伯郡三朝町（現行 東伯郡三朝町及び琴浦町）とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

平成22年の税制改正で年少扶養控除等が廃止されたことにより所得税が課されるひとり親家庭に対し、従来どおり特別医療費の助成を行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) ひとり親家庭に係る特別医療費の受給者には、平成22年の税制改正で廃止された年少扶養控除等を適用したならば、所得税が非課税となるものを含むこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年7月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例について所要の改正を行う。

◇鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、条例で認定こども園の認定要件を定めることとされたことに伴い、当該認定要件について定める。

2 条例の概要

- (1) 認定こども園の認定要件は、認定こども園の施設の類型ごとに定める基準に適合するほか、次の基準に適合することとする。

幼稚園又は保育所等	<p>ア 幼稚園である場合は、幼稚園教育要領に従って教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該施設に在籍している保育に欠ける幼児に対する保育を行うこと。</p> <p>イ 保育所等である場合は、保育に欠ける幼児を保育するほか、それ以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に定める幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>ウ 子育て支援事業のうち、当該施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p>
幼保連携施設	<p>ア 次のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>(ア) 幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に定める幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>(イ) 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>イ 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設が所在する市町村の長が実施</p>

	<p>する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供する体制の下で行うこと。</p>
--	---

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正され、障がい児に係る施設及び事業が見直されたことに伴い、障がい児に係る社会福祉施設の種別等を改める。

2 条例の概要

(1) 障がい児に係る社会福祉施設の種別を次のとおり改める。

名称	改正後	改正前
鳥取県立皆成学園	障害児入所施設	知的障害児施設
鳥取県立総合療育センター	障害児入所施設 児童発達支援センター	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設
鳥取県立鳥取療育園	児童発達支援センター	肢体不自由児施設
鳥取県立中部療育園	児童発達支援センター	肢体不自由児施設

(2) 障害児入所施設及び児童発達支援センターにおいて提供するサービスについて、児童福祉法及び障害者自立支援法の改正に伴う規定の整備を行う。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 職員の定年等に関する条例について所要の改正を行う。